

安衛相談 6月25日(木)

問	<p>監督署から労働安全衛生法第57条の3によりリスクアセスメント担当者の必要な教育講習をうけるように指示された。どのような講習を受ければいいのか？</p> <p>貴協会が8月に行うリスクアセスメント担当者養成講習を受ければいいのか？</p>
答	<p>リスクアセスメントは、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性が対象ですが、これらのリスクアセスメントの実施は努力義務です。</p> <p>しかし、平成28年6月1日から労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質(640物質)について、事業場におけるリスクアセスメントが労働安全衛生法第57条の3により義務づけられました。</p> <p>これを受けて「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が定められ、その中で、「リスクアセスメントの実施を管理する者、技術的業務を行う者に対し、リスクアセスメント等を実施するために必要な教育を実施するものとする。」とされています。</p> <p>当協会が8月に実施する「リスクアセスメント担当者養成講習」は、リスクアセスメントとは何か、どのように実施するのかという基本を重点とする講習であり、労働局の基準に基づいた講習です。</p> <p>化学物質リスクアセスメントに特化したものではありませんが、内容には化学物質リスクアセスメントも含まれますので、監督署の言うリスクアセスメント担当者の必要な教育に間違いありません。</p>

参考

労働安全衛生法(平成26年6月25日改正)

第57条の3

- 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。
- 2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
 - 3 厚生労働大臣は、第28条第1項及び第3項に定めるもののほか、前二項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
 - 4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

労働安全衛生規則(平成27年6月23日改正)

第34条の2の7

- 法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査(主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。次項及び次条第1項において「調査」という。)は、次に掲げる時期に行うものとする。
- 一 令第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物(以下この条及び次条において「調査対象物」という。)を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。
 - 二 調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、調査対象物による危険性又は有害性等について

変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

- 2 調査は、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次に掲げるいずれかの方法（調査のうち危険性に係るものにあつては、第一号又は第三号（第一号に係る部分に限る。）に掲げる方法に限る。）により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。
 - 一 当該調査対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該調査対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法
 - 二 当該業務に従事する労働者が当該調査対象物にさらされる程度及び当該調査対象物の有害性の程度を考慮する方法
 - 三 前二号に掲げる方法に準ずる方法

第34条の2の8

事業者は、調査を行つたときは、次に掲げる事項を、前条第2項の調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。

- 一 当該調査対象物の名称
 - 二 当該業務の内容
 - 三 当該調査の結果
 - 四 当該調査の結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容
- 2 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
 - 一 当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
 - 二 書面を、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。
 - 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年9月18日公示）

事業者は、(1)のリスクアセスメントの実施を管理する者、技術的業務を行う者等（カの外部の専門家を除く。）に対し、リスクアセスメント等を実施するために必要な教育を実施するものとする。